

入札公告

古仁屋小学校仮設校舎賃貸借について、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6、瀬戸内町契約規則第2条の規定により公告する。

令和7年5月21日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

1 入札に付する事項

別添「古仁屋小学校仮設校舎賃貸借 仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

2 予定価格

115,550,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1)令和7・8年度 物品購入等参加資格者名簿に登載されている者で、業種区分が「借上げ」、業種が「プレハブ仮設」について資格を有すると認められる者。
- (2)平成24年度以降に元請として、地方公共団体が発注した国内でプレハブ2階建以上かつ延床面積200㎡程度以上の仮設校舎賃貸借を受注し、誠実に履行した実績を有すること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、その代表者である場合に限る。
- (3)仕様書に記載する賃貸借期間及び解体・撤去期間において、当該入札参加者と連続して3か月以上の直接的、恒常的な雇用関係にある者を配置できること。ただし上記期間に配置する者は同一人でなくても構わない。技術者については、関係法令の要件によるものとする。
- (4)建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業許可を受けていること。
- (5)建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
- (6)公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (7)公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、本町の指名除外措置を受けていないこと。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (9)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4に該当する者でないこと。
- (10)予定価格以下の金額で入札できること。

4 入札関係書類等の配布期間及び場所、入札執行の場所及び日時等

| 入札手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|------------------------------|--|--|
| 仕様書の閲覧 及び配布 | 令和7年5月21日(水)から 令和7年6月12日(木)まで | 町ホームページに掲載 |
| 質問書の提出 | 令和7年5月28日(水) 17時00分まで | 教育委員会総務課へ持参・郵送・ FAX またはメールによる (別途様式) |
| 質問に対する回 答 | 令和7年6月3日(火) 9時00分以降 | 町ホームページに掲載 |
| 入札参加資格確認 申請書等の提出 | 令和7年6月3日(火)必着 | 教育委員会総務課へ 持参又は書留郵送すること |
| 資格確認結果通知 日 | 令和7年6月4日(水) | |
| 入札参加資格が ないと認めた 理由の説明要求 | 入札参加資格確認通知の日から 3日以内 | 教育委員会総務課へ持参・郵送・ FAX またはメールによる |
| 上記要求に 対する回答 | 請求から5日以内 | 書面による |
| 入札書提出期限 | 令和7年6月10日(火)9時～ 令和7年6月12日(木)17時必 着 | 教育委員会総務課へ 持参又は書留郵送すること |
| 開札日時 | 令和7年6月13日(金) 13時15分から | 瀬戸内町役場4階委員会室 |

○書類の提出先及び郵送先

瀬戸内町教育委員会総務課(瀬戸内町役場3階)
〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
電話 0997-72-0113(直通) Fax 0997-72-1120
E-mail kyoui@town.setouchi.lg.jp
担当 黒田

※現地の確認が必要な場合は上記連絡先にお問い合わせいただき、学校と日程調整を行った上現地確認可能な日をご連絡させていただきます。

5 入札方法等

- (1)入札書へは、ボールペン等消えない筆記具を使用し楷書でかくこと。
- (2)入札書は、指定の様式を使用し、賃貸借一式の総額金額(税抜)を記載すること。
- (3)入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4)提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は認めない。
- (5)入札書の封入方法については、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒は「入札書を封入する封筒の作成例」を参考に、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号(名称)、件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をする。外封筒には、表面に「入札書在中」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。
- (6)次のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

6 入札保証金に関する事項

瀬戸内町契約規則の規定による

7 入札無効に関する事項

瀬戸内町契約規則の規定による

8 落札者の決定

- (1)開札の結果、落札候補者にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうちくじ引きによって選ばれた一人の入札者を選定する。

9 入札参加資格の確認に関する事項

- (1)一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2)仮設校舎賃貸借に係る実績調書(様式第2号)及び契約書の写し(契約書により、業務内容が特定できない場合には、当該業務の仕様書等の写し添付すること。)
- (3)配置予定技術者調書(様式第3号)及びその雇用及び必要資格の確認書類
- (4)配置予定技術者の雇用を確認する書類(健康保険被保険者の写し等)
- (5)国税、県税、本社又は委託先営業所(委託先営業所で登載のある場合)のある市町村の市町村税の未納がない証明書の写し
- (6)建設業法に基づく建築一式工事の建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し
- (7)一級建築士事務所の登録をうけていることが確認できる書類の写し

※証明書等の交付日付は、入札日から起算して直近 3 カ月以内のものに限る。

11 その他

- (1) 契約書等の作成、製本及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 本入札に関係して提出された書類は返却しない。